

入札監理小委員会
第490回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第490回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年1月26日(金)13:16～14:22

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- ネットワーク機器更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務（(国)海洋研究開発機構）
- 国有林の間伐等事業（農林水産省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、梅木副主査、大山専門委員、小尾専門委員

（国立研究開発法人海洋研究開発機構）

地球情報基盤センター 情報システム部 基盤システム開発グループ
板倉グループリーダー、島倉グループリーダー代理
経理部 契約第1課、千葉課長、大門課長代理、杉本事務主任

（農林水産省）

林野庁 国有林野部 業務課 田坂企画官

（事務局）

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第490回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国立研究開発法人海洋研究開発機構のネットワーク機器更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務の実施要項（案）、2つ目に、農林水産省の国有林の伐採等事業の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、国立研究開発法人海洋研究開発機構のネットワーク機器更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、国立研究開発法人海洋研究開発機構の経理部契約第1課の千葉課長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○千葉課長 ただいまご紹介に預かりました国立研究開発法人経理部契約第1課の千葉でございます。本日はどうぞよろしく申し上げます。私からは、まずは本件の契約に関する概要を説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

資料に配られておりますホチキス留めのカラフルな青と赤が入ったもので、タイトルとして「機構内ネットワーク機器等の更新及び運用支援並びにセキュリティ監視支援業務に係る契約状況等の推移」、3分の1ページから3分の3ページがあると思います。それから、本実施要項の中の73分の20ページから73分の25ページの別紙1で、本件の概要を示した図……、これは別紙がとじ込まれておりませんでした。失礼しました。カラフルな1枚紙でタイトルが「海洋研究開発機構 機構内ネットワーク機器等の更新及び運用支援並びにセキュリティ監視支援業務」、こちらを用いてご説明させていただきます。

まずは、1枚紙をご覧いただきたいと思います。本件は、当機構の基幹ネットワーク機器の更新、更新したネットワーク機器の運用を支援するSEの常駐によります運用支援業務、及び24時間365日の不正アクセス監視を主とします当機構のセキュリティ機器の監視の3案件をまとめたものとなります。これまで、3案件を個別に一般競争を実施していましたが、1者入札が続く状況でございました。

続いて、契約状況等の推移をご覧いただきたいと思います。3分の1ページ、最初の紙でございます。基幹ネットワークの更新業務につきましては、少し経緯が複雑なので補足してご説明させていただきます。平成18年度末に、当機構の全ネットワークの機器の更新を行いまして、インターネット・イニシアティブ社が落札いたしました。以降、ネットワークの機器の保守については、単年度ごとに一般競争を入札しまして、NEC社が落札しておりました。平成21年度より徐々に故障件数が増えてきたため、平成23年度に全

ネットワーク機器の更新を計画いたしましたでしたが、東日本大震災が発生しましたため、全ネットワーク機器の更新は平成24年度まで先延ばしとなりました。計画変更後の当初は、平成24年度の6月末にネットワークの全更新を行うめどであったため、既存のネットワークの機器の保守は前更新と同じ終期の6月30日までとして一般競争入札を行い、NEC社が落札しました。その後、予算都合によりまして、更新時期が段階的に遅れたため、保守契約を7月末まで1カ月延長するための変更契約を行いまして、さらに遅れが生じたため、8月1日から10月末までの3カ月の保守契約の一般競争を行いまして、2者が応札されましてKDDI社が落札されました。並行してネットワークの全更新の手続きを進めまして、平成24年10月末納期、翌日の11月1日から5年の保守込みとして一般競争入札を実施しました結果、3者が応札しましてKDDI社さんが落札しました。導入して5年が経過した平成29年度の時点では、年間故障件数が数件と安定しているため、全ネットワーク機器を延長して利用することとなりました。利用を平成29年11月1日から平成30年度末、平成31年3月31日までに延長しましたため、この利用期間に合わせまして保守契約についても改めて一般競争入札を行い、KDDI社が落札した次第でございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、3分の2ページの運用業務支援につきましては、平成24年以降KDDI社が落札しております。

続きまして、もう1ページめくっていただきます。3分の3ページのセキュリティ機器の監視は、平成24年度に一般競争入札を実施した結果2者が応札されまして、ラック社が落札して以降ラック社の落札となっております。

今回の市場化テストの実施にあたりまして、改善のポイント等は次のとおりでございます。今ご紹介しました3案件ですが、これを1つにまとめるなど事業規模の確保、さらに長期に安定的な事業継続が可能ないように5年間の複数年契約とさせていただきました。調達時期の前倒し、案件情報の入手などの機会が増大できるよう配慮することで、応札される予定者さんは見積もり作成や業務体制の準備期間に時間をかけることができる、新規参入が期待できるものと考えております。

なお、契約方式は、技術審査を行う最低価格落札方式とすることです。総合評価落札方式では、提案書作成など事務的負担が参入障壁の1つと言われているだけでなく、本件は性能を重視しますスパコン調達や、入札予定者の創意工夫や独創性が不可欠な広報ビデオ制作等の要素がございません。技術審査を行うことで提案に基づきまして、技術的要件の

可否を確認できればよいと考えている次第でございます。それによって、技術審査ありの最低価格落札方式としております。

最後に情報開示です。入札に参加される予定者さんから要望がございました際には、所定の手続きを踏んだ上で書面または媒体により開示可能とするように改善し、情報開示に努めてまいりたいと思っております。なお、本件の契約形態は、5年の保守を含むネットワーク更新が賃貸借契約で、運用支援、それからセキュリティ監視支援業務は請負契約とさせていただきます予定です。

以上が、本件の契約面に関する概要説明です。この後引き続きまして、当機構の情報システム部基盤システム開発グループグループリーダー代理の島倉より、実施要項にのっとり詳細を説明させていただきます。

○島倉グループリーダー代理 海洋研究開発機構地球情報基盤センターの情報システム部基盤システム開発グループの島倉から、実施要項にのっとりご説明させていただきます。

実施要項資料A-2となります。まず表紙をめくっていただきまして、73分の2が目次となります。73分の3に1ポツの趣旨がございます。ここは割愛させていただき、73分の3の2ポツ、サービスの質に関する事項からご説明させていただきたいと思っております。

最初に、(1)本業務の概要は、先ほど千葉からご説明させていただいたとおり、5年の保守を含んだネットワーク機器の更新、その更新したネットワーク機器を安定運用させるための運用支援業務、すなわちSEの常駐業務となります。そして、当機構のセキュリティの監視支援業務の3つとなります。続いて、(2)のシステムの規模、(3)の本業務の内容についてご説明いたしますので、あわせて単独資料の海洋研究開発機構 機構内ネットワーク機器等の更新及び運用支援並びにセキュリティ支援監視業務のこちらのポンチ絵を一緒にご覧いただきたいと思います。

まず、ネットワーク更新業務については、当機構の横須賀本部、横浜研究所、東京事務所、むつ研究所、高知コア研究所、沖縄県名護市にある国際海洋環境情報センターの6拠点のネットワークスイッチ、約200台を更新いたします。更新対象は当機構のネットワークスイッチ全てとなります。更新業務には5年の保守も付随させておりますので、保守対象拠点も北は青森県むつ市から南は沖縄県名護市と広範囲に及びます。

続いて、運用支援業務は更新したネットワーク機器の知識を有したSEに横浜研究所に1名常駐していただき、ネットワークの運用状況やPCヘルプデスクの支援を行っていただくこととしています。常駐場所は原則として横浜研究所となりますが、障害等々が発生

した場合、横須賀本部等の他の拠点に勤務することも想定しております。また、常駐者が傷病等で常駐勤務できない場合に備えて、常駐要員は複数名でチームを構成し、常駐者はチーム内での交代を可としております。現状のチーム構成は5名となっております。これは落札者のKDDI社による提案が5名体制となっているためですが、本仕様では常駐者の傷病等万一に備えて、2名以上の複数名でチームを構成した上で1名に常駐いただくとしております。

3番目の監視支援業務は、当機構のセキュリティ対策の根幹となる不正侵入防止装置IPSを用いて、24時間365日のリアルタイムの有人による不正アクセス監視を行っていただくものとなります。

続いて、73分の4です。(4)業務の引き継ぎについては、当該案件について整備している業務手順書を用いて引き継ぎを行うものとします。

続いて、73分の5の(5)確保されるべき対象業務の質として、別添の仕様書に基づくものとしております。さらにネットワークシステムの稼働率は98%以上、本業務に起因するセキュリティ上の重大障害及びシステム運用上の重大障害は0件とします。運用支援業務で常駐するSEはPCヘルプデスクの支援も行うことから、アンケートを実施して利用者満足度調査を行います。当機構のPCヘルプデスク業務は原則として、私ども情報システム部基盤システム開発グループの職員が対応しており、職員が対応しきれない案件を常駐SEが支援する形となります。年1回のPCヘルプデスクアンケートの実施方法では、本件にかかる契約分だけの満足度の結果が反映されないため、常駐SEが携わったヘルプデスク案件毎にアンケートを実施する予定です。

続いて、73分の6です。(6)請負費用の支払い方法については、千葉からご説明のとおり、5年の保守を含むネットワーク更新が賃貸借契約で、運用支援及びセキュリティ監視支援業務は請負契約となります。また、代金の支払いにあたっては、当該月分の業務の完了後、請負者は支払請求を行い、機構がこれを受領した日が属する月の翌月末までに支払うものとしております。

続いて、(7)の創意工夫の発揮可能性については、資料73分の31に別紙5と示しております。この別紙5に定める様式にのっとり、契約後に請負者から創意工夫の提案を行っていただき、業務全般の質の向上に努めたいと考えております。

続いて、同じページ73分の6の3ポツの実施期間は、ネットワークの更新は機器については平成31年3月31日まで納入していただき、平成31年4月1日から運用を開始

します。5年の保守を含むため、最終的には平成36年3月31日までとなります。運用支援業務及びセキュリティの監視支援業務は同様に5年間としているため、平成31年4月1日から平成36年3月31日となります。

同じく、73分の6の4ポツの入札参加資格に関する事項のポイントは、全省庁統一資格において「役務の提供等」のA、B、C及びDのいずれかの資格を有すると認められているものとしております。

続いて、73分の7の5ポツ、入札に参加するものの募集に関する事項についてです。まず、(1)のスケジュールについては、入札公告を6月、仕様説明会を7月上旬ごろと予定しています。本件は技術審査ありの最低価格落札方式としておりますので、7月下旬に技術資料を提出いただき、その後速やかに技術審査を開始、開札を8月中旬、その後暴力団排除に関する必要な書類の提出を経て9月ごろに契約締結、10月ごろから引き継ぎを開始できるよう準備をし、本格的な引き継ぎ期間として最低2カ月を確保したいと考えております。

ページをめくっていただきまして、73分の8の6ポツの評価です。こちらについては、繰り返しのご説明となってしまいますが、技術審査ありの最低価格落札方式とし、当機構の情報システム部長を委員長とする技術審査委員会にて審議を行い、合格者のみが入札に参加できるものとします。

続いて、73分の9の7ポツの情報開示についてご説明いたします。73分の20から73分の25に、従来の実施情報に関する情報の開示を添付しておりますが、この情報の開示にのっとり当機構の情報を開示いたします。本資料では、当機構のセキュリティに関連する事項も含んでいることから非開示としておりますが、実施要項(案)の73分の32の別紙6の機密保持に関する念書へ署名し遵守することで、入札公告開始日から質問書受付期限日まで閲覧可能としたいと考えております。同様に、本案件の業務手順書等についても同様の情報開示を行います。また、現地説明会はSEが常駐する横浜研究所にて仕様説明会として開催いたします。

ページをめくっていただきまして、73分の10の8ポツです。請負者が使用できる機構財産については業務に必要なサーバ、PC、什器等々の設備としております。

以上が、実施要項の全体の概要説明となります。以上となります。

○石堂主査 ご説明ありがとうございました。ただいまご説明いただいた本実施要項(案)について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい。

○大山専門委員 幾つかあります。まず、簡単なほうからです。横浜に常駐という話になっていますが、場所と常駐の必要性について教えていただきたいのが1点目です。それから、2点目はセキュリティ監視の話が入っています。今回の全体の話を見ていますと、最低価格の話でおやりになると。それがどうこうというつもりで申し上げるのではないのですが、創意工夫の余地がなくなってしまうと。要するに、要求したものの最低限を満たして一番安い値段で入れたところが勝つわけですから。そうすると、入札する側は自分たちの得意な技術やいろいろなものを耐用年数の間保守していくとすれば、その次は全く違うものになっても問題なくできる前提に立てば、創意工夫というのは非常に大きな、すなわちライフサイクルの中でかかる費用で見なければいけないと思います。そこに対して最低価格でやろうとしている、あるいは総合評価をしない理由についてお考えをお聞きしたい。

特にセキュリティの場合は、最新機器をどうやって導入するかが非常に重要です。それについて、そちらのお考えの提供する、あるいはこれから入札してやるわけですから、当然製品としては今のものになります。それは5年後までずっとその機器で対応できるのかは、これは普通はセキュリティに関しては何も言えないはずですが。そこに対してどうお考えかということについて、3つお聞きしていますが、お答えいただけますか。

○島倉グループリーダー代理 まず、1点目の常駐場所です。今回横浜研究所にしておりますが、こちらに常駐していただくのは、ポンチ絵で示しております。インターネットに接続できる拠点が、私どもは横浜研究所となります。当機構の情報ネットワークの中心地が横浜研究所となっておりますので、この拠点の横浜研究所に常駐していただくこととしております。必要性については、私どもの拠点が先ほどご説明しましたとおり、北は青森県から南は沖縄県まで日本全国に広がっております。その監視を常駐SE社に行っていたきたいということで必要性を感じております。

2点目、創意工夫の確保についてです。こちらについては、今現時点で考えているところは、先ほどもご説明したとおり、落札者の方から改善や創意工夫を提案していただき、私どもでそれを使って業務の改善についていきたいと考えております。入札の段階ではまだ少し検討の余地があるかと考えております。

3番目のセキュリティの監視の件です。今回は私どもが用意しているセキュリティ機器、IPSを使ってベンダーさんに監視をしていただこうと考えております。なので、仕様書にも記載しているのですが、現在このIPSを導入して数年が経過しておりますので、今

回この5年の間で機器は別案件として更新をする可能性が出てきております。そこは備考として仕様書に記載させていただいております。

回答は以上となります。

○大山専門委員 今回の回答は納得できない部分もたくさんありますが、あえてここではこういう議論があったということで留めたほうがいいのかと思います。最後の機器の件については、新しいさまざまな障害が出てきます。それに対して迅速に対応しないがためにセキュリティ上の問題を起こす、そういう事例が出ています。その面では調達を含めたやり方、場合によっては、機器は一定のルールが必要ですが、監視しているところの提案、あるいは持込みを許すことまでお考えになっておくこともこれから必要かもしれないと。その辺のところだけのご留意いただければと思います。

○島倉グループリーダー代理 はい。ありがとうございました。

○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。

○井熊副主査 今回の場合、3つの今までの業務を1つに統合してやるので、私は大山先生と同じように、どういう体制でやるかという提案もあるので、総合評価でもいいと思います。あと、各々の業務をやられていた方がおそらく主たる応札者になると考えると、その人たちがほかの業務を理解してどうやってその3つを統合して管理するのか検討しておそらくされるわけです。そうすると、この応札期間が短いと思っています。1カ月しかないから、そのところをもう少し効率的な体制を検討していただいて、それで御機構が「これだったら信頼できる」という事業者を選べるような評価方式を評価する。それが落札者の選定に反映できる形のほうが自分は望ましいのではないかと思います。

○石堂主査 いかがですか。

○大門課長代理 今ここにお示ししているスケジュールは、基本的に私どものルールにのっとった最低のというか、最低限確保しなければならない日数で構成しています。今委員からご指摘いただいたとおり、少しその期間を超えて幅広に取って、それを情報の開示もしくは公告の期間を延ばすなどの工夫をしたいと思っています。ありがとうございます。

○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○小尾専門委員 過去の実施状況の73分の20です。これは事前の回答で「これは担当者がお休みをした場合に控えの人が必要なので」とお答えになっています。これはあえて「5名」と書かれている意味がよくわからなくて、常駐の人が1名いるわけですから、その人の控え要員というか、代え要員がいればいいですよということを求めればいい話です。

これは5名と書くと5名アサインしておかなければいけないと、応札側が思う可能性があります。これはなぜこのように5名と書かれているのですか。

○島倉グループリーダー代理 その点について改めてご説明させていただきます。現在常駐者は1名で、非常駐の控え担当者は5名となっております。現時点での落札者であるKDDI社が、仕様では複数名でチームを組むことに対して5名の控え担当者でチームをつくる提案をしてきた次第です。なので、私どもの仕様としては複数名、つまり最低で2名いればチームを構成できるものと考えております。

○小尾専門委員 チームとすると、控え担当者が実は何か仕事をしている意味合いにも取られると思います。実際には何かやっていることはありますか。

○島倉グループリーダー代理 あくまでも控えなので、私どもの業務を実施している状況ではございません。

○小尾専門委員 そういうことであれば、説明会をやるときに説明をされるなど何か、この控え担当者5名が絶対5名必要だととられないように、少し注意をしていただければと思います。

○島倉グループリーダー代理 はい、了解いたしました。それでは、仕様説明会の際にこの点については留意して説明したいと思います。ご指摘ありがとうございました。

○石堂主査 今の点ですが、私もこの控えの人の実際の使われ方、その肝心の常駐者が「インフルエンザにかかってしまっただけで出られません」というと、この場合に5名いる方に連絡をとって「誰々さん、出てください」というような単純なイメージでいいですか。

○島倉グループリーダー代理 はい、さようでございます。

○石堂主査 そうすると、5人という人数がどうしても必要なのはなかなか難しいですね。ですから、チームと言っていて最低2名以上であればチームとして認めると。この実績のところを見ても、5名だったり、6名だったり、4名だったりと書いてあります。これはそのときそのときこの人数でやってきたという実績でしかなくて、発注側としてはチームと言える人数さえあればオーケーということですか。

○島倉グループリーダー代理 はい、さようでございます。

○石堂主査 そうすると、何となく「5名」という言葉が独り歩きしている感じですね。

○島倉グループリーダー代理 はい。この点については、十分注意して説明会等で行いたいと思います。

○石堂主査 いいですか。

○大門課長代理 この5名の記載ぶりについてはどうでしょうか。このままという形で
すか。このままがいいか。

○石堂主査 これは、こちら我々委員の方も気になるのは「5」という数字があると、そ
こは5人用意しておかないといけないとだめだと……。

○大門課長代理 縛りになる……。

○石堂主査 ええ、今までやってきた人は実態はわかっているかもしれないけれども、新
規に参入しようとする人はわからない。

○大山専門委員 あとは、あえて注意書きを書いたらいいかもしれない。「現状こうなっ
ています、要求はこうです」と書いてあげれば勘違いは少なくなるかと。

○大門課長代理 わかりました。

○島倉グループリーダー代理 了解いたしました。別紙1の備考に「5名とここに書いて
あるのは実績」と注釈を加えさせていただきたいと思います。

○石堂主査 だけど、実績と書いてあればそのくらいいるだろうと思うということでは
う？ だから、先ほども私が言いたかったのは、要するに、業務の実態として控えはどう
いうためのものであって、今までどういう場合に、実際に3人しか用意していなかったの
で困ったというようなことを言ってやらないと。多分、名前を挙げておいて「この5名が
控えです」と届けを出す程度のものではないかと思います。実際に5人をどこかにしばり
つけておくという話にはならないと思いますので。そういう控え要員の運用の実態を知ら
せることで、新規の参入者が状況をきちんと理解できるようにしてやらないとだめなの
ではないかと思います。

そういう意味では、この実績の出し方も「これが実績です」と言ってしまうと、「そうか、
このくらいいるのか」と。これはもしかしたらミスリードしてしまうデータなのかもしれ
ないという気がします。これをそういう誤解を生まないような対策という観点で、この過
去の実績の表示も含めてご検討いただければありがたいと感じです。

○島倉グループリーダー代理 了解いたしました。

○大山専門委員 もう1ついいですか。

○石堂主査 はい。

○大山専門委員 簡単な話ですが、委員限りの紙でわかりやすいのであえてこれを使って
お聞きします。一番上のところを見ると、「ネットワーク機器等保守」と書いてありますよ
ね。29年度の上のところを見ると「機構内ネットワークスイッチ等保守」と書いてあっ

て、これは違うと普通は見ると思います。「この言葉の使い分けはどういう意味ですか」というのは、見たときに気になります。こちらの仕様書を見ている、今ひとつ「ネットワーク機器」でいいのではないかと思うのに、いろいろな言葉、「スイッチ」という言葉もあえて使われたりしています。これはこういう仕様書を見ていると、なぜスイッチと入っているのだらうと。「スイッチ」というと何か違うもののように見えてしまう。ネットワークの中に「スイッチ」があるように思えてしまうので、そうすると見るものが違うという印象を受けてしまう。最初にそのように名前だけ見ると思います。その辺はどういうお考えで使い分けなさっているかを少し教えていただけますか。

○島倉グループリーダー代理 申しわけありません。私ども「機器」という言葉と「スイッチ」という言葉をそこまで深く考えていないで、その場その場で案件名を作成していたため、年度内ではなるべく統一した案件名としているのですが、数年並べてしまうと担当者等が代わってきているため、言葉の使い方が変わって皆様に誤解を与えてしまいました。申しわけございませんでした。この点については私どもで……。

○大山専門委員 そういふことですね。この辺はできるだけ統一してあげてください。お願いします。

○島倉グループリーダー代理 了解いたしました。

○石堂主査 どうぞ。

○梅木副主査 先ほどの従来の実施状況に関する情報の開示に戻らせていただきます。別紙1-1、73分の20ページです。過去5年間の人件費と従来の実施に要した人員数を書いてあります。これをぱっと見たときに人数はそんなに大きく変動がなくて、先ほど非常勤の方の意味を明確にしたらいいのではないかというお話がありました。

一方で、実際に支払った支払額である金額は年度によって、特に平成25年度と28年度については、ほかの年度に比べて変動が大きいのがまず気がつく点だと思います。その場合に、平成28年については19カ月だからと書いてあります。平成25年のところは金額がとても大きくなっています。これは単年度なので、1年間だけの契約だけれど、翌年2年に比べれば金額が3千万円と大きいと、そのように読み取れるかと思います。何か依頼した業務の内容が違った、業務のボリュームが違ったなどそういう理由はあるのでしょうか。

○島倉グループリーダー代理 それでは、ご説明させていただきます。こちらについても非常に複雑です。まず、平成24年度については、こちら期間が平成24年11月1日か

ら平成25年3月31日までということで、1年間ではないという金額になっております。そして、平成25年度金額が増えているのは、こちらは1年間で2名体制になっております。そして、平成26年度については1年間で1名となっておりますので、平成25年に比べて金額が半分となっております。そして、平成28年度については、こちら単年度の契約ではなくて平成28年4月1日から平成29年10月31日の19カ月となっているため、平成27年度、前年の金額よりも多くなっている次第です。

○梅木副主査 ご説明ありがとうございます。たしかに、注意事項が書いてあるのでそういう説明を聞けばわかります。であれば、平成24年度の下に、例えば括弧書きで「5カ月」と書くなど、常勤の人数が2名、1名などはせめてそういうものがひもづいてわかれば、金額の違いはより明確になるのではないかと思います。ぱっと見てどれだけ理解しやすいかが、こういう資料の重要なポイントではないかと思います。簡単なことで恐縮ですが、考慮いただければと思います。

○島倉グループリーダー代理 はい、了解いたしました。この点については、改善させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

○石堂主査 ほか、よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局は何かございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○石堂主査 それでは、委員からの指摘でスケジュールの点、また実績の開示等もう少し誰にもわかりやすいように工夫してほしいなど幾つかございました。それらについて海洋研究開発機構さんにおかれましては引き続きご検討いただきまして、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各位が確認した後、意見募集という手続きでいただきたいと思います。なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、今日はどうもありがとうございました。

○千葉課長 ありがとうございました。

（海洋研究開発機構退室）

○石堂主査 それでは、続いて議題の順番を変更いたしまして、事務局から契約変更の案件についてのご説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局 続きまして、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構基幹ネットワーク

システムに係る保守・運用管理の委託業務の契約変更について、ご報告いたします。

実施期間は平成29年5月から平成34年4月までの5年間、受託事業者は株式会社日立システムズ、契約金額は4億1千8百、飛んで2万円となっております。

契約変更の内容です。SLAの項目である「インシデント受付第一報対応時間」の「基準値」の中に、メールによる受付に係る記載の明示がなく、メールのみのインシデント通知の確認作業が発生し、効率的な業務運営ができない旨事業者から報告があったため、緊急案件は電話もしくは口頭によりインシデントを通知することを機構の職員に周知し、緊急性を勘案したインシデント対応、電話もしくは口頭の場合は即時に、メールのみの場合は2時間以内にと記載に変更するSLAの改定を行うものです。なお、この契約変更に伴う契約金額の変更はございません。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。ただいま事務局より報告がありましたが、ご質問等ございましたら、ご発言願います。よろしいですか。

それでは、特段ご質問、ご意見もないようですので、異存なしといたします。ありがとうございました。

(農林水産省入室)

○石堂主査 それでは、農林水産省の国有林の間伐等事業の実施要項(案)の審議を始めたいと思います。実施要項(案)について、林野庁国有林野部業務課の田坂企画官より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○田坂企画官 ただいまご紹介に預かりました林野庁業務課の田坂でございます。

それでは、平成30年度の国有林の間伐等事業における民間競争入札実施要項(案)につきまして、変更点の概要を説明させていただきます。

まず、今回の変更点は大きくは2カ所でございます。1カ所は、この公共サービス改革基本方針の別表で定められております平成30年度には、この事業を全国で23カ所やりますと書いております。

それに従いまして、ページで言いますと22ページになります。22ページ、23ページに、全国で24カ所のこの事業の実施予定箇所を新たに加えました。これは30年度から2年から3年で行う事業の一覧でございます。ここが新たに加わりました。

もう1つが、ページで言いますと26ページになります。黄色と赤で塗られております。

これにつきましては、既に委員の方々にご承知かもしれません。平成28年3月22日に、全ての女性が輝く社会づくり本部で決定されました女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組方針があります。価格以外の要素を評価する調達時に、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令等に基づく認定を受けた企業、その他これに準ずる企業を評価する項目を設けることが決まっております。これは全省庁的に動いているものでございます。

実は、農林水産省でも平成29年度からもう全てやりなさいということで動いておりました。この民間競争入札の実施要項（案）につきましては、ほかのものより若干早めで動いておりましたので、29年度に間に合わなかったということで今回新たに加えさせていただきます。中身につきましては、一般的なほかの省庁さんと変わっているところ、法律に基づく認定の状況をメインで書いております。ほかの省庁さんでは書いていないところがありますので、そこも簡単にご説明したいと思います。

女性活躍推進法につきましては、これは一般的に書かれているものと変えておりません。次世代法については、実は今回この「上記のいずれにも該当しない」の上に「“くるみん認定”の認定基準7、認定基準8、認定基準9の基準を満たしている」ということで、認定企業ではないですが、こういった認定基準を満たしている企業については加点をする。5点満点ですが1点という加点をしている、と。それと、若者雇用促進法につきましても、若手の新規雇用をしていることや、技能取得の確保・育成に取り組んでいるものについてもこの1点を加えております。

このようにしたのは、パブリックコメントの中でご意見をいただきまして、この事業に取り組もうとする林業事業者で法律に基づく認定にたどり着く事業者は非常に限られているのではないかと。その法律の認定だけではなくて、法律の趣旨にのっとって頑張っている事業者についても、応援してもいいのではないかとというご意見をいただきました。それを受けて、実際に平成29年にこのワーク・ライフ・バランスを総合評価の加点項目の中に入れたほかの単年度契約の国有林野事業において実際加点がされているのか、認定がされているのかを全国調査いたしましたところ、実は1事業者も法律の認定は受けていなかったという状況がわかりました。まさにパブリックコメントでご意見をいただいたとおりでということが改めてわかりました。

そこで、法律の趣旨に沿って頑張っているところを何とか加点をして法律の認定までたどり着いてほしいと、次世代法、若者雇用推進法のところではそれを入れました。では、

なぜ女性活躍法にはそれを入れていないのかと、新たに加えなかったのかをご説明します。

ここは、実はこの女性活躍法につきましては、一般事業主行動計画というものをこれは300人以上の企業については策定しなければいけないということが義務になっております。300人未満については、義務はないのですが策定することが望ましいとされており、それについては既にこの評価項目の中に、「一般事業主行動計画の策定義務がない常用雇用が300人以下の事業主が行動計画を策定している」といったところがあります。法律には基づきませんが、そういった行動計画を策定し地方の労働局に提出していることは、それなりに頑張ればできるのかということで、これについては触っておりません。大きくはこのワーク・ライフ・バランスのところを評価項目に加えました。先ほどご説明しました30年度に実施予定、23カ所以上となっておりますが24カ所を新たに加えました。

それと、結構赤字が出ているところは29ページから50ページにかけてでございます。これはこの事業の実施状況に関する情報となります。それを1年分また28年度から更新しその部分を変えているものと、前回出した数字がもう1回検証しますと変わったところもありましたので、そこについては正しい数字に直させていただいたということでございます。

あと、パブリックコメントの中で細かい文字の修正等もございました。それらについては、赤で溶け込んでおりますので、それについては一つ一つの説明は省かせていただきます。非常に簡単でございますが、この平成30年度の国有林の間伐等事業における民間競争入札実施要項（案）の変更点を簡単に説明させていただきました。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）について質問、ご意見ということですが、私からひとつ、これも先ほどの最初の説明、この資料にもありますが8回目ということで、私も随分何度もこの間伐、まだ「間伐等」の「等」がない時代から見えています。結局、集合件名特有の状況、今回も24件、昨年7回目が21件だったと思いますが、やって評価の段階になりますと、非常に良かったところとだめなところが混在します。そして、そのグループのまま、次にだめなところがあるからまた再度やるやり方になっていっています。ですから、私はいろいろな区分の中でもう立派な姿になったものについては、卒業させていいのではないかと言っています。

そういう意味では、これも今回スタートして1年なり2年の契約の中で、その評価の段階で市場化テストにかけた意味があったと十分認められるものについては、部分的に抜い

ていくことを考えていただけないかと前からずっと思っております。そういう観点から、24件選んだときにこの市場化テストにかけて契約を結んでいくことについて、その1件1件について、市場化テストにどういうことを期待しているのかを林野庁さんでひとつ整理はしておいてほしいと思います。それで、よく1者応札が批判的になります、必ずしも1者応札だけが問題ではないと思います。この市場化テストにどういうことを期待して、集めた案件がこの24件なのかという考え方の整理を、もし今回あるのであれば聞かせていただきたいと思います。

○田坂企画官 これは、毎年新しい事業実施箇所を選んでおります。毎回同じでございますが、この複数年契約によってその効率的な間伐等事業ができ、かつ一定のまとまりのあるところとなります。一般的な単年度の間伐の事業は、普通は20ヘクタールから30ヘクタールぐらい山の事業をやります。これは2年から3年かけてできますので、ある程度例えば100ヘクタール、150ヘクタールの大きな事業地を設定して、そこを民間の事業者の方が企画・提案していきます。

そのときに期待できることは、複数年にわたる事業量を民間の事業者さんが確保できることです。例えば、ここの山の間伐をやって、隣の山は次年度間伐の予定地というのは、国有林ですので事業計画を見ればわかります。でも、ここの山を取りました、でも隣の山が来年取れるかどうかはわかりません。競争入札となり、総合評価をやって違う事業者さんが入ってくることもあります。ということで、事業者にとっては事業を確保し、経営の安定や雇用を継続的にできることです。

また、この間伐の事業は伐った木を搬出して、工場に持って行って丸太を柱にするなり、合板にするなりと、そういった資源を有効活用することで考えております。チェーンソーだけで切って、あとの運び出しは人間の力だけではとてもできません。当然林業専用の機械を使ってやります。その機械を高性能林業機械と言っていますが、高性能林業機械等を導入しやすくなるなど、所有している機械を無駄なく活用できる。そういったことをやって新たなコストの低減と機械を導入することによって安全確保を図るなど、そういったところまで期待していきながらこの事業地については設定をしております。

なお、当然競争が見込める箇所を設定はしております。もしかすると、同じところを何回も繰り返しているのではないかとも思われるかもしれませんが、それは決してございません。毎回新たな事業地で、この23年からやっているところで、事業地のダブリは一切ございません。

○石堂主査 複数年で効果があるところは、おそらくは雇用の関係にしても、業者の側も安心してやれるからということだと思います。結局、結果としてはコストダウンに結びつくだろうというのが、一番大きいところではないかと思います。

要するに、これはコストが高すぎるのではないかということが問題意識にあって、だから市場化テストを通じてそれを改善しようかという見方だと考えています。要するに、複数年契約だけを考えれば、別に市場化テストの中でなくても複数年契約をやろうと思えばやれるだろうと思います。

○田坂企画官 はい。実は、複数年契約をやるときには契約になりますので、予算措置がきちんと確保されていないとこれはできません。ということは、国庫債務負担行為、これを財務省に協議をし「これでやります」と言ったところしかできませんので、それ以外はもう基本は単年度契約になってしまいます。

今主査がおっしゃるようにコストダウンもありますが、より効率的な道づくりができるなど、あとは安定した雇用が結びついて事業者の経営能力が高まることも、期待しております。コストダウンで言いますと、林業の世界で画期的にコストダウンになるのは、はっきり言ってなかなか厳しいです。

そうすると、一人当たり1日で何立方の木を搬出したかという生産性という1つの指標がございます。その生産性というのは、林業の機械を導入する、また規模が大きくなってその機械をフルに使えることになってきますと、その生産性は非常に上がってきます。生産性が上がることは、コストダウンになるところに結びついてきます。

○井熊副主査 いいですか。私は、この前この事業の中で新しいノウハウやシステムを導入したところを評価することがあってもいいかと思いました。この林業のこういう事業の将来を考えたときに、なるべく人手をかけないでこういう事業をやっていく事業者の有利な環境をつくっていく部分が大事だと思います。

それは、例えば東京の情報システムの受託をする事業者がいなくなるのは想定しにくいですが、特定の地域において林業の事業の受託を受ける事業者がいなくなる事態は、非常に想定し得るわけです。そういった意味で、人的な負担の少ない手法を用いた事業者は高く評価していくことは、国としてやっていくべきではないかと思っています。

企画官がおっしゃったように、そういう事業者は生産性が上がるはずであるから、コスト競争において有利になるから勝てるのも一面としてありますが、それは技術開発の場合、一般的に短期的な技術開発の場合に当てはまる理論です。それで少し改修に期間を要する

ような仕組みの場合は、必ずしもそうは言えないと思います。そうであれば、例えば多少高くてもその将来性のある事業者が勝てるような評価の仕組みが、自分はあるいいのではないかと思います。

ですので、今回の総合評価の中でそういうことをすぐに言えるかどうかは別です。将来的にそういうことを考えながら、より人的負担の少ない作業をする事業者が有利な環境を是非つくってほしいと思います。

○田坂企画官 その点ですが、この総合評価の中にきっちり収まる場所はないのですが、毎年度当然評価をやっております。6月の事業評価のときに見ていただいたように、技術の向上や生産性の向上に向けてのどういったことをやっているか。あと、実は生産性だけを上げればいいという話ではなくて、自然環境への配慮や、間伐し残った木に傷をつけないなど、そういった将来に向けた山づくりをきちんとできる事業者なのかも毎年度評価しています。それも実は提案してもらっています。その提案書どおりになっているのか、そういうものも全部検証していきながら毎年度の評価はやらせていただいております。それをやることによって、地域で頑張っている事業者がより新たな技術という言い方は変ですが、残った木に傷をつけないように皆頑張っていこうと。そういったことによって、地域の事業者のまたリーダーになってほしいと期待しております。

○石堂主査 ありがとうございます。今おっしゃったように、いろいろな自然環境などのお話がありました。結構傾斜地や危険を伴うところがあって、安全にどのように配慮しているかも非常に欠かせない項目だと思います。そういうことも含めた業績評価が必要かと思えます。

○田坂企画官 ありがとうございます。今、安全のところを言わなかったのですが、安全対策についても、毎年度企画提案書どおりに実施しているか評価しています。リスクマネジメントをやっているか。ツールボックスミーティングをやっているか。よく現場に安全旗という緑色の十字のものがあって標語などが貼ってあります。そういった掲示はきちんとできているか。もしも事故があったときに緊急連絡体制、それが見えやすいところに貼っているかなど、そういったところもきちんと現場の森林管理署の担当官は現場に行って、きちんと指導をしております。

○石堂主査 わかりました。よろしいですか。

○井熊副主査 はい。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審

議は終了したものとして、今後の実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告書の作成については、主査である私にご一任いただきたいと思います。よろしくお願いします。

（「はい」の声あり）

○石堂主査 それでは、他の質問等がある場合には事務局を通じて整理しますので、またよろしくお願いします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○田坂企画官 どうもありがとうございました。

（農林水産省退室）

— 了 —